

令和5年度 第1回 静岡市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 日 時 令和5年7月3日（月） 午後2時00分から午後3時30分まで
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館4階 44会議室
- 3 出席者 （委員）鈴木会長、遠藤副会長、深井委員、宇佐美委員、田島委員、朝比奈委員、杉山委員、渡辺委員、中山委員
（事務局）遠藤農地利用課長、丸山農振係長、藪下主任主事
（事業者）有限会社エイト設計測量 望月

4 欠席者 （委員）青木委員

5 傍聴人 なし

6 議 題 静岡市農業振興地域整備計画の変更について
（1）令和5年3月受付案件協議（除外6件、編入5件）

7 会議内容

（鈴木会長） それでは、令和5年3月受付の案件について事務局より説明をお願いいたします。

（事務局） 整理番号5の清水区原の案件については、本日事業者の方が説明及び質疑対応に来られております。つきましては進行の流れとして、最初に清水区原の案件を審議し、その後除外の5件及び編入5件についてご審議いただきたいと思っております。

（事務局及び事業者） <令和5年3月受付案件（除外1件）について説明（整理番号5 事由：清水区原 駐車場の整備）>
説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

（鈴木会長） ありがとうございます。事前に現地調査を行いましたので、所感を述べさせていただきます。

まず今回の計画では本体の工場、倉庫棟及び駐車場の3つから構成されていますが、除外が関係するのは駐車場となります。予定地の北側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られており、また駐車場敷地のため、周辺の農地への影響もあまり無いだろうということで、特に問題はないと思っております。

また、除外とは直接関係はありませんが、事業全体として考えた場合、工場の北側にビニールハウスがあります。工場の高さ、隔てた道路等を考えた場合、営農への影響は少ないのではないかと思います。倉庫棟に関しても、敷地の南側に寄せて建築するというところで、北側農地ともかなり距離があるため、影響は少ないのではないかと思います。

私から以上ですが、現地を確認していただいた遠藤委員なにかご意見ありますか。

（遠藤副会長） 会長と大体同じ意見なのですが、ここはちょうど畑総の下にあります。この申出地は畑総から外れてしまった所なのではないかという感じでした。立地条件も良く、雇用にも良いのではないかなと思います。また、車での通勤が必要なところですので、62台という大きな駐車場は必要だと感じています。以上です。

（鈴木会長） それでは委員の皆様、全体を通して質問等があればお願いします。

(杉山委員) 倉庫棟が建つ場所の地主の方は、工場北側農地の温室でトマトを栽培している方と同じです。地主の方が、倉庫棟が建って日陰になることなどをこれまでの説明を受けて理解し、了承しているのなら良いと思います。それと、畑総があり交通量が多く、付近の交差点も最近交通事故が多いので、駐車場に停める方は事故に気をつけていただきたいです。

(遠藤副会長) 近くに庵原川があると思います。大雨の時に増水しましたよね。大丈夫ですか。

(事業者) この前大雨が2回降って、確認できるようになったら直ぐに見に行きました。この場所では思った程の増水はなかったです。いほはら橋の下で、水位は余裕がありました。

(宇佐美委員) 工場用地は白地ですか。

(事務局) 白地です。

(宇佐美委員) 工場で製造するものは何ですか。

(事務局) 主に業務用エアコンの基盤です。

(事業者) その工場では基本的に水は使わないので、工場用の排水は一切出ません。生活排水のみです。ただ、基盤を制作する上で溶解というものを使いますが、使った廃油はドラム缶に貯めて、2か月に1回の頻度で専門の処理業者に委託処理してもらいます。騒音振動についても、基準値を上回るようなことはない聞いています。それと工場に来るトラックですが、自社の4トントラックが1日に2～3台の予定です。あとは古紙の回収トラックが1日に1台です。他に宅配便が随時来るくらいで、工場に対する車両はものすごく少ないです。

(鈴木会長) 工場の操業時間はどうなっていますか。

(事業者) 基本的には24時間です。全従業員は80人いるのですが、そのうち70人が朝の8時から夕方5時まで勤務し、残りの10人が夜勤の予定です。基本的には夜間に煌々と電気をつけて作業することは避けるようにしており、計画建物の道路側についても明り取りの窓ぐらいしかつけていません。近隣に光の関係で迷惑をかけることはないようにしていると、建築の設計の者からは聞いています。

(鈴木会長) 駐車場の照明はどのように考えていますか。

(事業者) 正式な事は確認してきませんでしたが、夜間の車は工場棟の来客用駐車用に停め、申出地の駐車場には停めないと聞きました。ただ、安全上、照明はある程度必要と思っているので、ご意見いただければ周辺へ配慮した照明となるよう事業者に伝えます。

(鈴木会長) 煌々と光があると農作物に影響が出るので、対策をとってもらいたいです。

(事業者) 当初、倉庫棟も北側にあったのですが、周辺への影響を考慮し南側に移動しました。そういう意味で、地域の方にご迷惑をかけないよう最善の方法を取るスタンスの社長ですので、今日の話も申し伝えます。

(鈴木会長) 従業員は何人でしょうか。

(事業者) 80人です。工場が完成したら、100人から110人程に増員する計画で進めています。

(鈴木会長) 従業員が増えていいですね。頑張ってくださいと思います。

(鈴木会長) 雨水については説明があったのですが、生活雑排水についてはどうでしょうか。

(事業者) 生活雑排水については下水が通っていないので、合併処理槽にて処理後、付近の水路に放流する形となります。

(鈴木会長) 倉庫棟についてはどうでしょうか。

(事業者) 倉庫棟も同様に合併処理槽を設置すると聞いています。

(中山委員) 工場に関して、経済産業省の申請はなにか関係ありますか。

(事業者) そこまで把握していませんが、事業者の方が直接対応していると思います。ただ、私が聞いている話では、排水の関係はきちんと対応していると聞いています。

(鈴木会長) 他にはご質問等ありませんか。

それでは、清水区原の案件につきましては、委員の皆様から様々なご質問やご意見がありました。これらのご意見を尊重し、手続きを進めていただきたいと思います。

一旦、進行を事務局にお返しします。

(事務局) 望月様、説明ありがとうございました。ご退席ください。続きまして、残りの除外5件編入5件について説明いたします。

(事務局) <令和5年3月受付案件(除外5件、編入5件)について説明>

【除外案件】

整理番号1	事由：葵区北一丁目	駐車場の建築
整理番号2	事由：葵区中ノ郷	分家住宅の建築
整理番号3	事由：駿河区広野	資材置場の整備
整理番号4	事由：駿河区中平松	分家住宅の建築
整理番号6	事由：葵区岳美一丁目外	麻機遊水地

【編入案件】

整理番号7	事由：葵区南沼上、諏訪	事業計画取下げによる編入
整理番号8	事由：葵区牛妻	区画整理及び農作業道の整備による編入
整理番号9	事由：葵区与左衛門新田	新規就農により地域の農業振興のため編入
整理番号10	事由：葵区安倍口新田	新規就農により地域の農業振興のため編入
整理番号11	事由：清水区北矢部、馬走	県営水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型）による編入

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

(鈴木会長) ありがとうございます。こちらについても、麻機遊水地以外の除外案件について現地調査を行いましたので、所感を述べさせていただきます。

葵区北一丁目の案件です。除外予定地の南側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られております。また駐車場敷地のため、特に問題はないと思います。東側の残地となる農地は、引き続き園児の情操教育として活用していく予定であり、園児の安全に配慮し利用してほしいと思います。

次に、葵区中ノ郷の案件です。除外予定地の道路を挟んで東側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られております。北側の農地については今回の除外による残地となり今後も継続して畑として耕作していくとのことです。また、除外予定地の東側に沿って流れる水路がありますが、影響がないよう壁を作る予定のため、特に問題はないと思います。

次に、駿河区広野の案件です。置く資材もコンテナということで農地へ影響があるような物ではないと思います。また除外予定地の南側に農地がありますが、農地の方が一段高いところにあり、雨水等が農地の方へ流れるのではなく、資材置場の方へ流れるということで、特に問題はないと思います。

次に、駿河区中平松の案件です。除外予定地の南側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られており、特に問題はないと思います。分家住宅であり、次男の方が実家の農業を受け継ぐとのことです。頑張っていたきたいと思います。

最後に青地編入5件については、編入とのことなのでぜひ農業を頑張っていたきたいと思います。

私から以上ですが、現地を確認していただいた遠藤委員なにかご意見ありますか。

(遠藤副会長) 葵区北一丁目の案件については、送迎や行事の際には必ず車が必要になると思います。園児の安全を確保した上で、利用してもらえればと思います。

葵区中ノ郷と駿河区中平松の案件については、担い手不足という中で、農業を受け継いで頑張ってもらいたいと思います。

駿河区広野の案件については、見ただけで畑として利用するのは難しいという印象でした。以上です。

(鈴木会長) 以上ですが、委員の皆様、全体を通して質問等があればお願いします。

(渡辺委員) 葵区北一丁目の案件については、付近に友人がいるので存じ上げていますが、こども園のご父兄の方が路上駐車をしているというのは事実だと思います。心配なのは、新しい駐

車場がこども園と離れているがゆえに、路上駐車が本当に減るかどうかということです。私の住んでいる地域でも保育園がありますが、朝晩の限られた時間の中で送迎をするので、隣地の駐車場でないとなかなか車を停めないという現状がありました。行政側にお願いしたいのは、路上駐車を解消すべく駐車場を設置したので、その後の注意喚起を行っていかないと、青地を除外した意味が無くなってしまうため、この後の指導をお願いしたいと思います。道が狭く、交通量が比較的多いため、こどもを巻き込んだ事故が発生しないように、徹底してほしいと思います。

(事務局) 分かりました。事業者に伝えるとともに、所管の幼保支援課にも情報共有させていただきます。

(鈴木会長) 葵区南沼上、諏訪の案件について、事業計画中止によって青地に戻すということですが、ここ2年ほど耕作していない状況だと思います。表面上、青地に戻すというのは分かりますが、今後どうやって耕作していくのかという、あてはあるのでしょうか。

(事務局) 現状は農地転用の計画も止まってしまった状況です。新しい転用目的と併せて産業振興課にも相談しながら、色々と情報共有を図ってきましたが、新しい事業者を見つけることは難しく、土地の所有者は既に農家の方から事業者に移っていますので、事業者がきちんと農地を管理していただく必要があります。

(鈴木会長) 青地の除外に時間がかかっている印象であり、スムーズに除外ができる体制でないと、企業にとって影響があると思うがどうでしょうか。

(事務局) 除外には約8か月要しますが、県内の市町も同様の状況であり、そこを早めることは難しいです。農振法や農地法だけではなく、他法令も同時進行で検討する必要があります。

(杉山委員) 葵区南沼上、諏訪の案件について、既に工場用地として造成されているのでしょうか。

(事務局) 造成していません。

(杉山委員) 事業中止となったが、農地を農家に返すわけではなく、事業者がそのまま持ったままということですか。

(事務局) そうです。

(深井委員) 白地と青地では固定資産税は大分違うのでしょうか。

(中山委員) 変わらないです。

(鈴木会長) 青地に戻さなきゃいけないのでしょうか。

(事務局) 事業計画が中止となり、本来の目的に供さないことが明らかとなったので青地に戻します。

(鈴木会長) 他にはご質問等ありませんか。

それでは、10件の案件につきましては、委員の皆様から様々なご質問やご意見がありましたが、これらのご意見を尊重し、手続きを進めていただきたいと思います。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。今後のスケジュールについて説明いたします。今回の案件は、静岡県との協議や公告、縦覧、異議の申し立て期間を経て、概ね11月頃に手続きが終了する予定となっております。

以上を持ちまして令和5年度第1回農業振興整備促進協議会を終了します。